

# Frontier World Income

## フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

追加型投信／海外／債券

※当ファンドは毎月決算型となります。

## フロンティア・ワールド・インカム・ファンド (年1回決算型)

**NISA**  
成長投資枠

追加型投信／海外／債券

フロンティア・ワールド・インカム・ファンドとフロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)のそれぞれを「各ファンド」という場合があります。

\*フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)のみNISA成長投資枠の対象

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、各ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

お申込みにあたっては、必ず投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等をご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

**MIZUHO** みずほ銀行

商号等：株式会社みずほ銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号  
加入協会：日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■設定・運用は

**Asset Management One** | アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会



# ファンドの特色

## フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

### フロンティア・ワールド・インカム・ファンド (年1回決算型)

**1** 外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

◆新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。

**2** 主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

◆ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプレートン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」(以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用:フランクリン テンプレートン インベストメント マネジメント リミテッド)と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」(運用:アセットマネジメントOne)に投資します。

◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

◆外貨建資産については、原則として各ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

◆ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプレートン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

※ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



# ファンドの特色

## フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

3 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※運用状況により分配金額は変動します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

3 原則として、年1回(毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

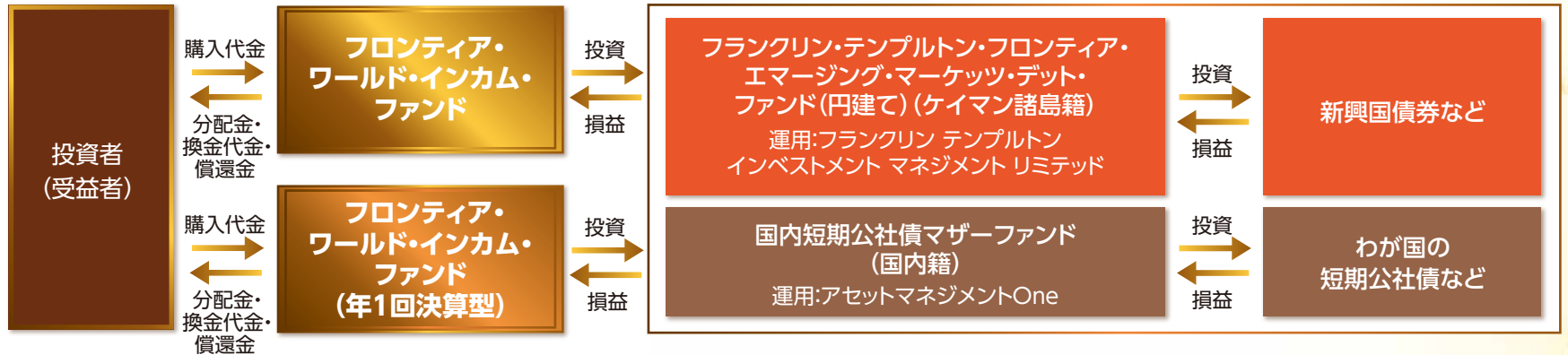
- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。

※運用状況により分配金額は変動します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



# ファンドの仕組み



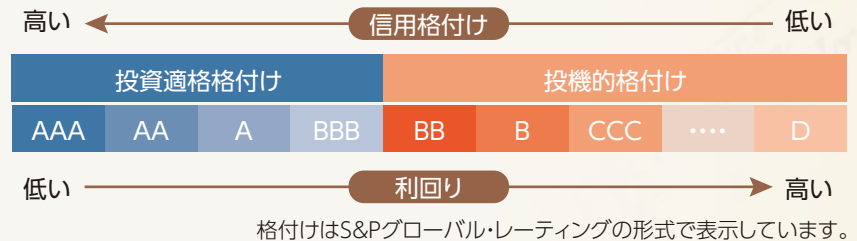
## フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの特色

- 新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
  - 米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
  - 対円での為替ヘッジは原則として行いません。
- ※新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

## 新興国債券の特色と留意点

- 新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。
- 新興国は、格付会社より投機的格付け (BB格以下) を付与されている国が多く含まれ、各ファンドは投機的格付けに相当する国にも実質的に投資します。
- また、新興国は過去に債務不履行を経験している国も多くあります。

## 信用格付けと利回りの関係



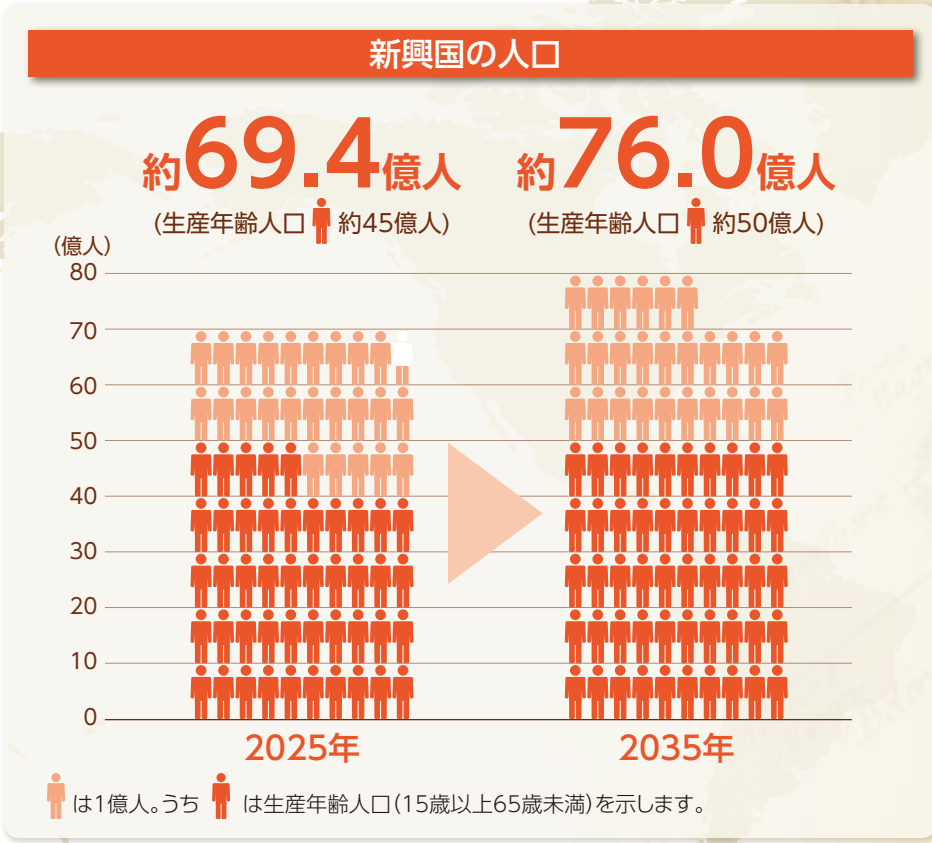
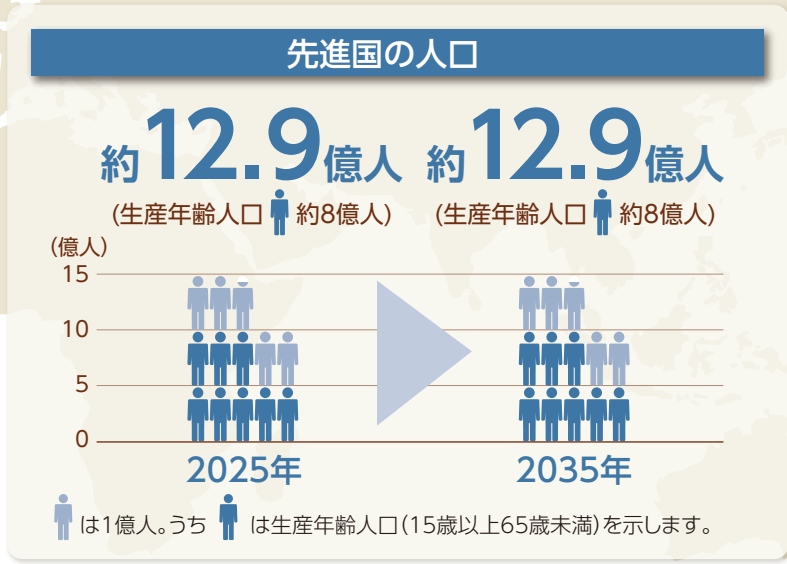
※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



なぜ今新興国債券か？

# 人口増加を背景とした経済成長に期待

貯蓄から投資への流れが推進される中、資産形成を図るにはグローバルな視野での投資も重要と考えられます。新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ世界経済は回復しつつも、インフレ圧力などから、ペースは緩やかとなっています。しかしそのような中、各ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、労働力の担い手となる生産年齢人口の増加やこれによる消費拡大等を背景に、先進国に比べ高い経済成長が見込まれています。



※国連予測値。新興国と先進国の分類は国連による。新興国：“Less developed regions”に属する国、先進国：“More developed regions”に属する国  
出所：国際連合「World Population Prospects 2024」のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。市況動向の変動等により予告なく変更される場合があります。

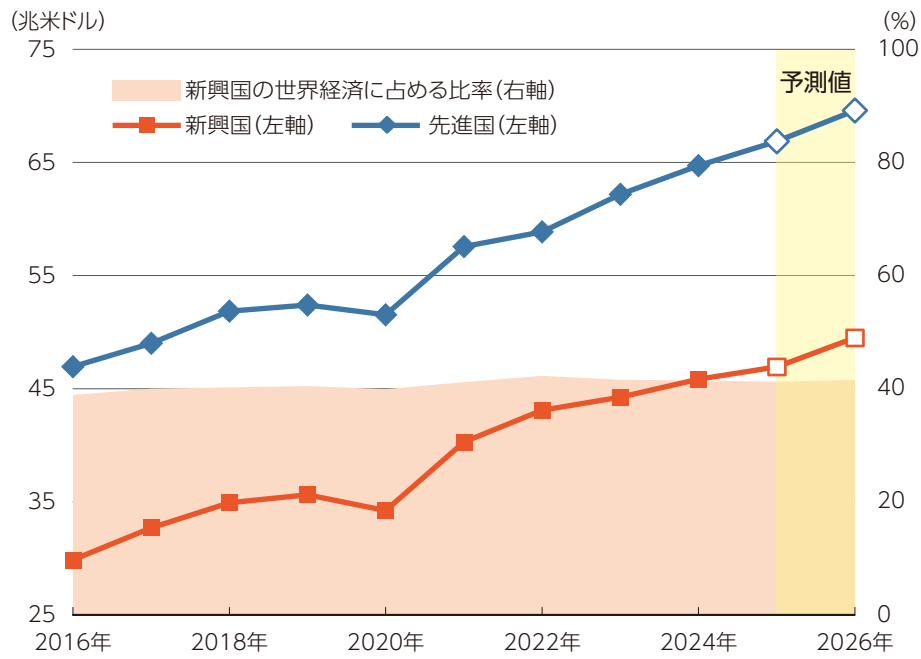


なぜ今新興国債券か?

# 新興国経済の存在感

新興国の世界経済に占める比率は足もと約41%となっています。一方、実質GDP成長率は、各国の経済状況などを反映し新興国間でもばらつきがあります。

先進国と新興国の名目GDP額の推移(米ドル基準)



※期間：2016年～2026年(年次、2025年以降はIMF(国際通貨基金)の予測値)ただし、2024年以前も一部予測値のデータを含む場合があります。

主な新興国の実質GDP成長率(対前年比)

(単位：%)

	2023年	2024年	予測値	
			2025年	2026年
新興国	4.7	4.3	3.7	3.9
ブラジル	3.2	3.4	2.0	2.0
中国	5.4	5.0	4.0	4.0
インド	9.2	6.5	6.2	6.3
メキシコ	3.3	1.5	-0.3	1.4
ロシア	4.1	4.1	1.5	0.9
南アフリカ	0.7	0.6	1.0	1.3
(ご参考)先進国	1.7	1.8	1.4	1.5
ドイツ	-0.3	-0.2	-0.1	0.9
日本	1.5	0.1	0.6	0.6
米国	2.9	2.8	1.8	1.7

※期間：2023年～2026年(2025年と2026年はIMFの予測値)ただし、2024年以前も一部予測値のデータを含む場合があります。

※新興国と先進国の分類はIMFによる。新興国：“Emerging market and developing economies”に属する国、先進国：“Advanced economies”に属する国  
出所：IMF[World Economic Outlook Database, April 2025]のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。市況動向の変動等により予告なく変更される場合があります。

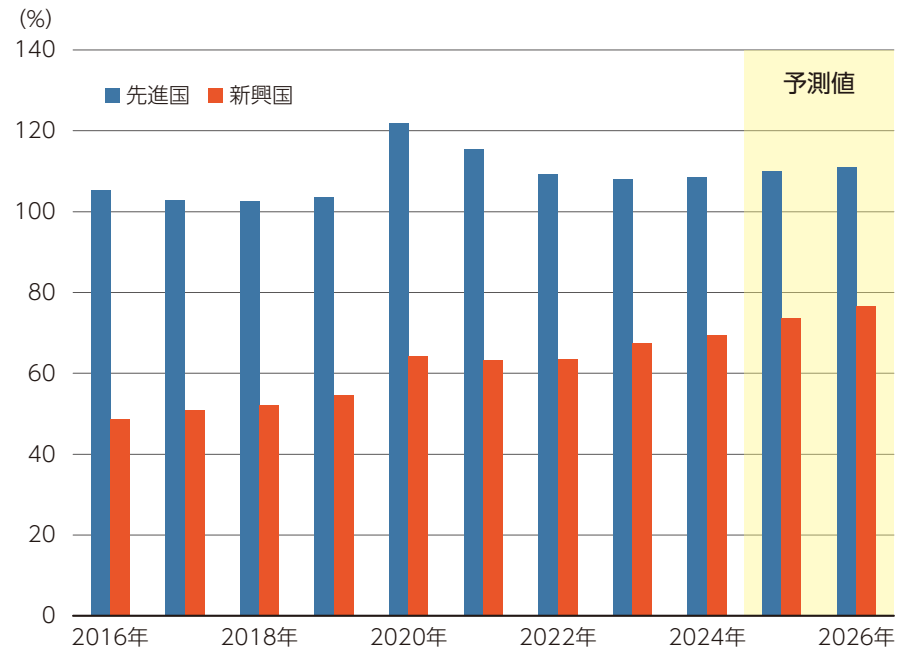


なぜ今新興国債券か？

# 新興国の政府債務

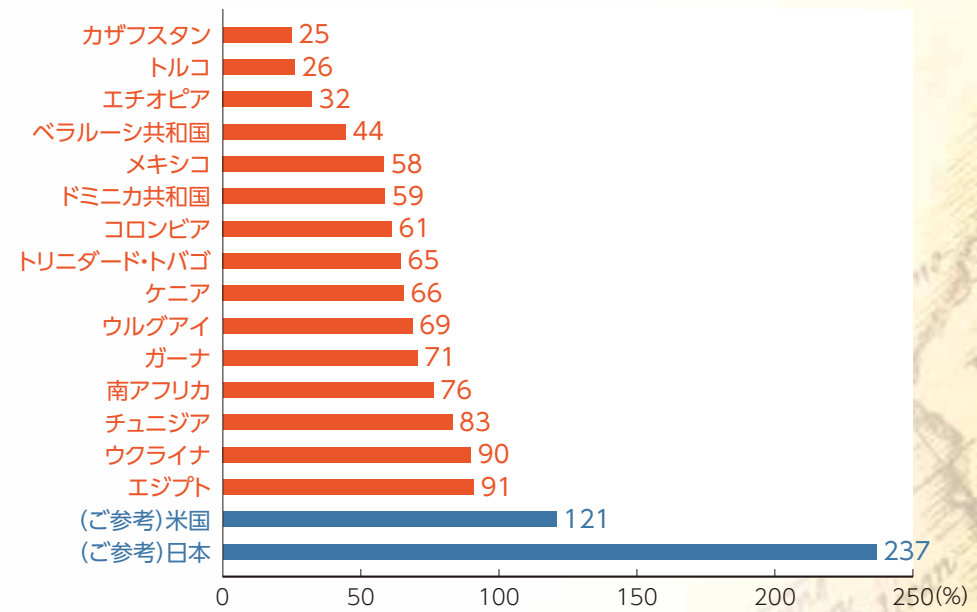
新興国の政府債務は先進国と比べ低い水準で推移しています。

先進国と新興国の政府債務(対名目GDP)の推移



※期間：2016年～2026年(年次、2025年以降はIMFの予測値)  
ただし、2024年以前も一部予測値のデータを含む場合があります。

新興国の国別政府債務(対名目GDP)



※2024年時点(IMFの予測値含む)

※新興国と先進国の分類はIMFによる。新興国：“Emerging market and developing economies”に属する国、先進国：“Advanced economies”に属する国  
出所：IMF[World Economic Outlook Database, April 2025]のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。市況動向の変動等により予告なく変更される場合があります。

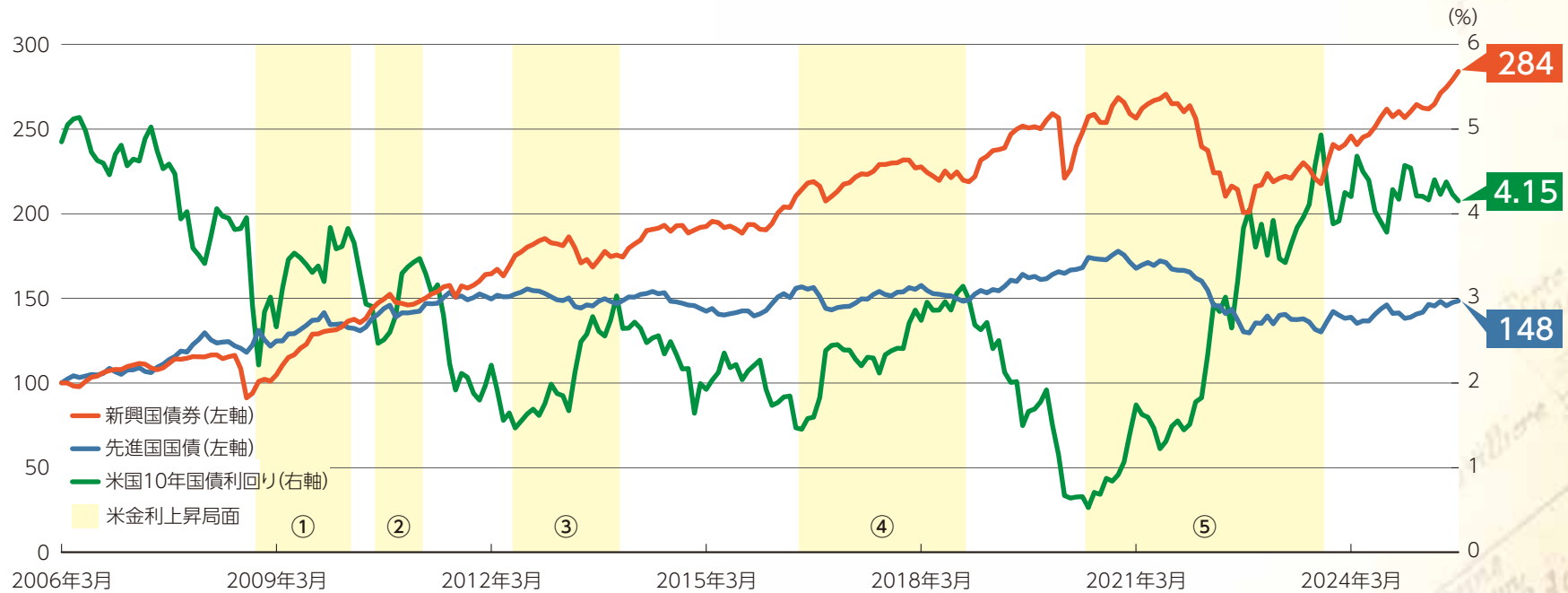


なぜ今新興国債券か？

# 新興国債券のパフォーマンスは堅調

新興国債券は、米国金利上昇などを受け下落しましたが、長期的なファンダメンタルズの改善期待や、先進国との金利差拡大などもあり相対的に高い利回りを求める投資家の需要などから、足もとでは堅調な推移となっています。

新興国債券のパフォーマンスの推移



※期間：2006年3月末～2025年9月末(月次)

※新興国債券はJPモルガン EMBI グローバル・デバースファイド(米ドルベース)、先進国国債はFTSE世界国債インデックス(米ドルベース)を使用

※新興国債券と先進国国債は2006年3月末を100として指数化。

※網掛け部分は米国10年国債の利回りが1.0%以上上昇した期間(月次ベース)。

①：2008年12月末～2010年3月末 ②：2010年8月末～2011年3月末 ③：2012年7月末～2013年12月末 ④：2016年7月末～2018年10月末 ⑤：2020年7月末～2023年10月末

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。市況動向の変動等により予告なく変更される場合があります。



# フランクリン・テンプルトンについて

投資国や銘柄などの調査を重視し、リスクの低減を図りながら利息収入と値上がり益の最大化を図り、高い利回りの享受を目指す運用を行います。

◆フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド (FTIML社)は、1985年に英国で設立された資産運用会社で、グローバルに資産運用業務を展開する米国独立系資産運用グループであるフランクリン・テンプルトン(設立:1947年、運用総資産:約246.8兆円※)の一員です。

◆FTIML社は、定性分析を重視したボトムアップ型の運用スタイルを採用し、また多様化するグローバル運用へのニーズに対応する運用体制を構築しています。

※2025年9月末時点、1米ドル=148.88円で換算



出所：FTIML社資料をもとにアセットマネジメントOne作成

## FTIML社の運用プロセス

### 国別配分

#### 投資対象国の分析を行います

7項目をもとに投資対象国のリスク度合いを3段階に分類します。

- ・流動性
- ・債券保有者に対する債務支払い意思
- ・通貨ミスマッチ
- ・債務の支払い期限
- ・債務支払い意思
- ・偶発債務
- ・商品価格変動リスク
- ・支払い能力

### 通貨配分

#### 先進国通貨か現地通貨かを選択

現地通貨が、より大きい為替リスクを取るに値する金利が上乗せされているかを分析します。

注：現地通貨の組入比率は上限50%です。

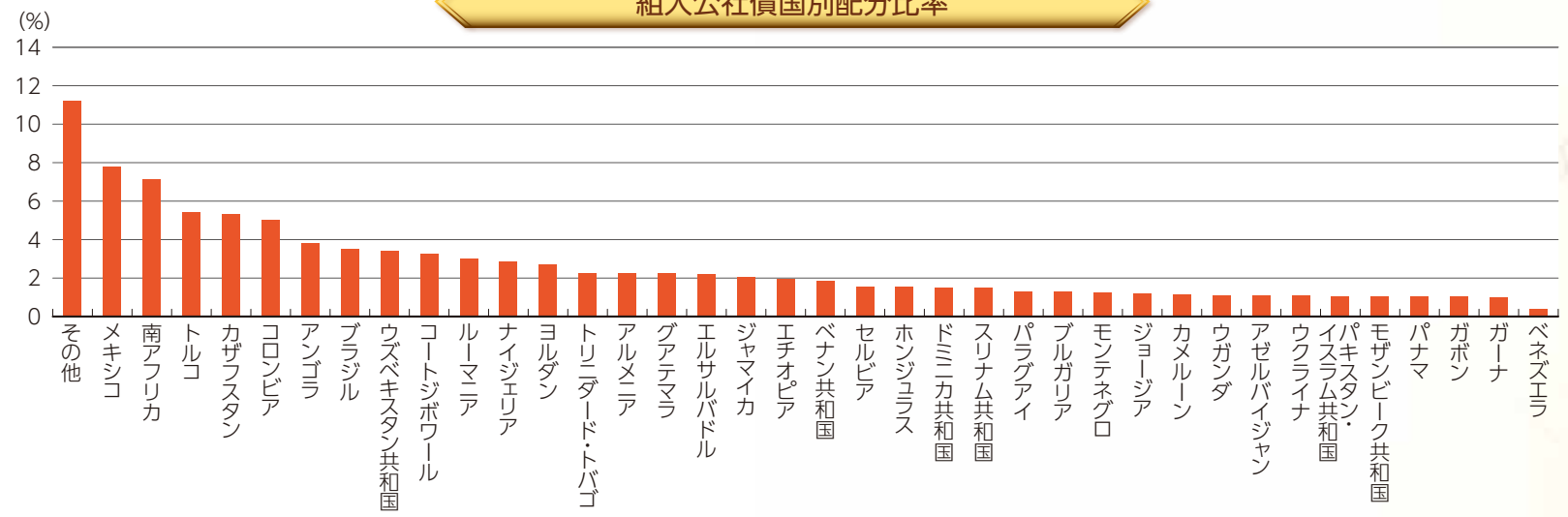
### 銘柄選択

## ポートフォリオの構築

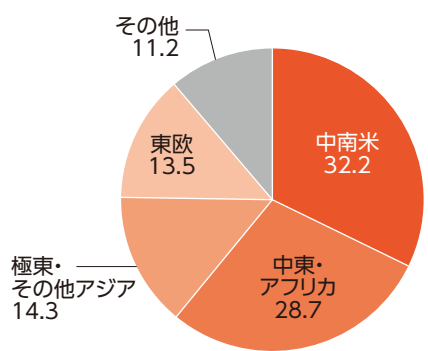


# 外国籍投資信託「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」について

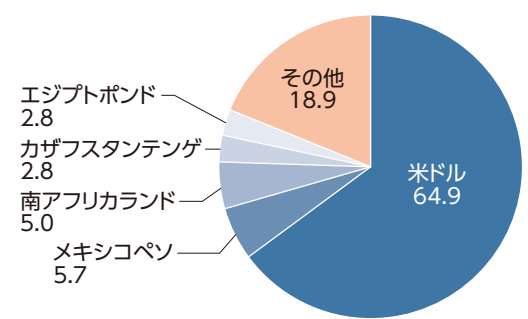
組入公社債国別配分比率



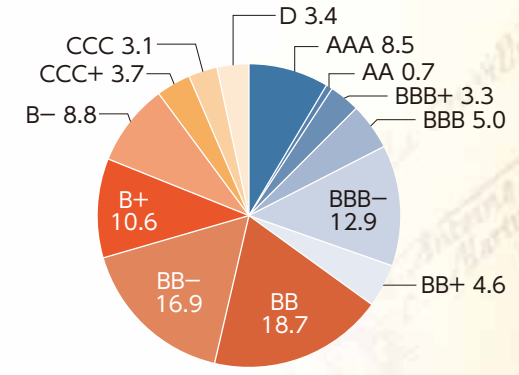
地域別比率 (%)



通貨別比率 (%)



格付け別比率 (%)



※ 2025年9月30日(現地：2025年9月29日付)  
 ※ 上記比率の合計は、四捨五入の関係で100%とならない場合があります。  
 ※ フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの組入公社債評価額に対する比率  
 出所：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

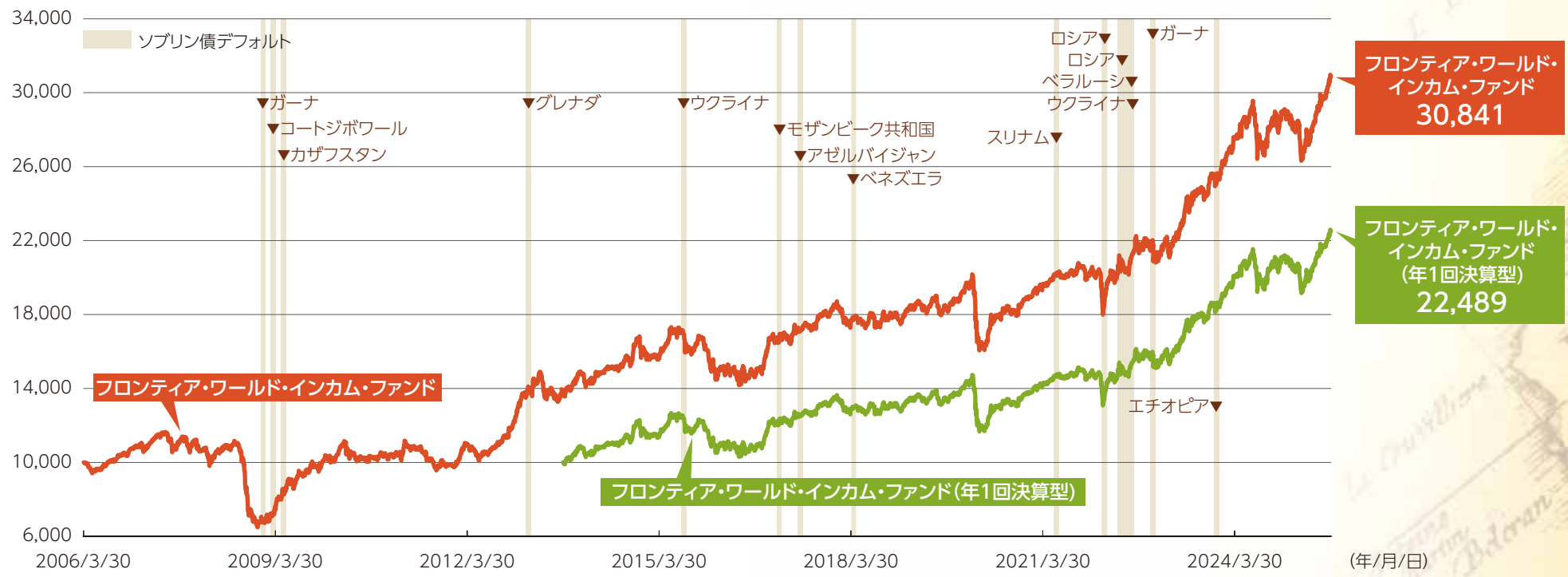
※ 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



# 各ファンドの運用実績について

新興国債券のデフォルトを経験するも、フロンティア・ワールド・インカム・ファンドは設定来約19年半で3.0倍以上、年1回決算型は設定来約12年で2.2倍以上となりました。

## 分配金再投資基準価額の推移



※期間：フロンティア・ワールド・インカム・ファンドは2006年3月30日(設定日前営業日)～2025年9月30日(日次)、年1回決算型は2013年9月27日(設定日前営業日)～2025年9月30日(日次)。設定日前営業日を10,000として指数化。  
 ※分配金再投資基準価額は1万円当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金をファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※ソブリン債(国債および政府機関債など)のデフォルトは本国通貨建てに加えて米ドルなどの外貨建ても含まれます。また、準ソブリン債(政府の出資比率が50%を超えている企業などの発行する債券)も含まれます。  
 出所：フランクリン テンプレート インベストメント マネジメント リミテッドの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



# ファンドの投資リスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

<b>新興国のリスク</b>	新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、各ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。 新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。その結果、各ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。
<b>信用リスク</b>	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、各ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、各ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。
<b>為替変動リスク</b>	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、各ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
<b>金利変動リスク</b>	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
<b>流動性リスク</b>	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
<b>特定の投資信託証券に投資するリスク</b>	各ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# 収益分配金に関する留意事項

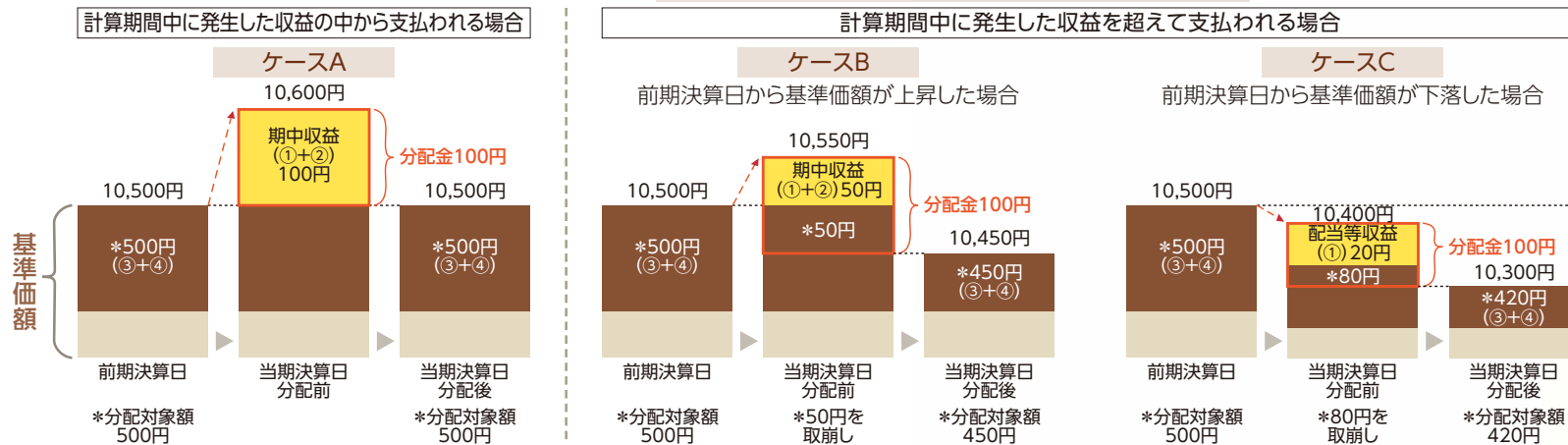
●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 分配金額と基準価額の関係(イメージ)



◆分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)
- ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- ③分配準備積立金
- ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

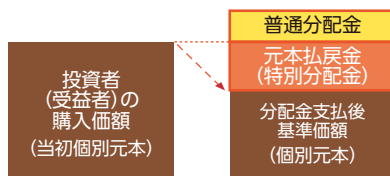
ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

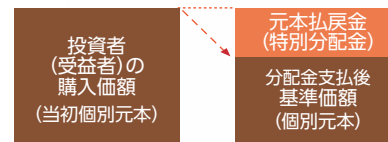
●投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。



# お申込みメモ (みずほ銀行でお申込みの場合)

※ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

	フロンティア・ワールド・インカム・ファンド	フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)
購入単位	店舗：20万円以上1円単位 みずほダイレクト[インターネットバンキング]：1万円以上1円単位 みずほ積立投信：1千円以上1千円単位	
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	
換金単位	1口単位	
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。	
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、シンガポールの銀行、ケイマンの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。	
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みを取り消す場合があります。	
信託期間	2028年9月15日まで(2006年3月31日設定)	2048年9月15日まで(2013年9月30日設定)
繰上償還	各ファンドにおいて受益権の総口数が20億口を下回った場合等には、償還することがあります。また、各ファンドが主要投資対象とする債券・ファンドが償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、各ファンドを繰上償還します。	
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)	毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込みコースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込みコースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
課税関係	各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。	
	NISAの対象ではありません。	NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
	※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。	
スイッチング	1口単位にて、2つのファンド間で乗り換え(スイッチング)が可能です。	

# お客さまにご負担いただく手数料等について (みずほ銀行でお申込みの場合)

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご購入時														
購入時手数料	<p>購入価額に対して、販売会社が別に定める以下の手数料率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入申込代金</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円未満</td> <td><b>3.30% (税抜3.0%)</b></td> </tr> <tr> <td>1億円以上3億円未満</td> <td><b>1.65% (税抜1.5%)</b></td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td><b>0.55% (税抜0.5%)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※購入申込代金とは、購入申込時の支払総額をいい、購入申込金額に購入時手数料および当該購入時手数料に対する消費税等相当額を加算した金額です。</p>		購入申込代金	手数料率	1億円未満	<b>3.30% (税抜3.0%)</b>	1億円以上3億円未満	<b>1.65% (税抜1.5%)</b>	3億円以上	<b>0.55% (税抜0.5%)</b>				
購入申込代金	手数料率													
1億円未満	<b>3.30% (税抜3.0%)</b>													
1億円以上3億円未満	<b>1.65% (税抜1.5%)</b>													
3億円以上	<b>0.55% (税抜0.5%)</b>													
スイッチング手数料	<p><b>無手数料</b> ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかります。</p>													
ご換金時														
換金時手数料	<b>ありません。</b>													
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。													
保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)														
運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%(税抜1.05%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.42%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.60%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社(フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド)に対する投資顧問報酬(年率0.05%)が含まれます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
		支払先	内訳(税抜)	主な役務										
		委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価												
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
投資対象とする 外国投資信託	<p>ボンド・ファンドの純資産総額に対して年率0.55%(上限)</p>													
実質的な負担	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して最大で<b>年率1.705%(税抜1.6%)程度</b> ※上記はボンド・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p>													
その他の費用・手数料	<p>組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。また、ボンド・ファンドにおいても、有効証券などの売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用などが掛かります。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>													

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。



## 委託会社その他関係法人の概要

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	株式会社みずほ銀行 他	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
照会先	アセットマネジメントOne株式会社	コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 ホームページアドレス <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>

市場動向の説明のため、当資料で使用したインデックスは次のとおりです。

新興国債券：JPモルガン EMBI グローバル・ディバースィファイド(米ドルベース)

先進国債：FTSE世界国債インデックス(米ドルベース)

- ・JPモルガン EMBI グローバル・ディバースィファイド(米ドルベース)に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 投資信託ご購入の際のご留意事項

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法により義務付けられた資料ではありません。各ファンドのお申込みに際しては投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等をあらかじめお渡しいたしますので、内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
  1. 預金・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、登録金融機関を通して購入した場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は投資者のみなさまが負担することとなります。